

令和2年度評価における指定国立大学法人（一橋大学） に対する指摘事項に関する審議状況について（報告）

令和3年12月

指定国立大学法人の令和2年度評価結果の通知及び公表

<一橋大学評価結果抜粋>

令和2年度においては、第3期中期目標期間における指定国立大学法人の指定に係る申請要件のうち「研究力」の領域における要件を満たしていない状況にあることから、その要因を分析した上で、構想に掲げる取組をはじめとして全学的な取組を戦略的に展開し、申請要件として求める水準に留まらず、世界最高水準の卓越した教育研究活動を展開する国際的な拠点として飛躍していくことを強く求める。

令和4年3月

「第4期中期目標期間に向けた指定国立大学法人構想の展開について」（指定国立大学法人部会）を公表

<一橋大学関係記載抜粋>

- 一橋大学は、活動開始から現在に至るまでの期間が短かったことも考慮すべきではあるが、その点を差し引いても、構想調書に掲げた取組について十分な進捗を確認することができなかった。また、申請時に満たしていた指定国立大学法人の申請要件を、その後満たさなくなったことについて、その原因の分析と対応策の説明も十分ではなかった。
- 一橋大学については、本部会として、改めてヒアリング等を行い、指定国立大学法人としての指定の継続の是非を判断する必要があると考える。このため、一橋大学に対しては、学内において徹底的な議論を行い、指定国立大学法人としてどこを目指し、どのような戦略で何に取り組むのか、明確化することを求める。

令和4年4月以降

- 一橋大学においては、部会の指摘を受けて、指定国立大学法人として目指す姿と戦略について全学的な議論の実施を確認。
- 新たな指定国立大学法人構想の提出を受けて、部会によるヒアリングを行った結果、学長から意欲的な構想が示され、日本の社会科学の改革を牽引する拠点形成を目指すために取組の質的転換を図る構造改革に着手していることや、最新のデータでは申請要件を満たしていることが確認されたことから、今後も部会においてフォローアップを行いつつ、指定国立大学法人として指定を継続することが適当であると判断。